

法務省民商第100号
平成28年6月28日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

登記の申請書に押印すべき者が外国人であり、その者の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付することができない場合等の取扱いについて(通達)

標記の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、この通達に抵触する従前の取扱いは、この通達により変更したものと了知願います。

記

第1 商業登記規則第9条関係

- 1 登記の申請書に押印すべき者が印鑑を提出する場合には、印鑑を明らかにした書面に商業登記規則(昭和39年法務省令第23号。以下「規則」という。)第9条第1項各号に定める事項のほか、氏名、住所、年月日及び登記所の表示を記載し、押印したもの(以下「印鑑届書」という。)をもって行い(同項)、当該印鑑届書に押印した印鑑につき市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。以下同じ。)の作成した証明書で作成後3月以内のものを添付しなければならないとされている(規則第9条第5項第1号)。
- 2 外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)が申請書に押印して登記の申請をする場合における印鑑の提出についても、1の手続によ

る。この場合において、印鑑届書の署名が本人のものであることの当該外国人の本国官憲（当該国の領事及び日本における権限がある官憲を含む。以下同じ。）の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。


なお、あらかじめ登記所に印鑑を提出していない外国人が登記の申請をする場合（会社の支店の所在地において登記の申請をする場合を除く。）には、当該登記の申請書又は委任状の署名が本人のものであることの本国官憲の証明が必要である。

第2 規則第61条関係

- 1 株式会社の設立（合併及び組織変更による設立を除く。）の登記の申請書には、設立時取締役又は取締役会設置会社における設立時代表取締役若しくは設立時代表執行役（以下「設立時取締役等」という。）が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。取締役又は取締役会設置会社における代表取締役若しくは代表執行役（以下「代表取締役等」という。）の就任（再任を除く。）の登記の申請書に添付すべき代表取締役等が就任を承諾したことを証する書面の印鑑についても、同様とされている（規則第61条第2項及び第3項）。

外国人が設立時取締役等又は代表取締役等に就任した場合において、当該設立時取締役等又は代表取締役等が就任を承諾したことを証する書面に署名しているときは、当該就任を承諾したことを証する書面の署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。

- 2 規則第61条第4項本文の規定により、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付すべき場合において、当該各号に規定する書面に外国人である議長又は取締役若しくは監査役が署名しているときは、当該書面の署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。
- 3 規則第61条第6項本文の規定により、代表取締役若しくは代表執行役又は取締役若しくは執行役が辞任を証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付すべき場合において、当該辞任を証する書面



に外国人である代表取締役若しくは代表執行役又は取締役若しくは執行役が署名しているときは、当該辞任を証する書面の署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。

第3 日本 of 公証人等の作成した証明書

外国人の署名につき本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる場合において、当該外国人の本国の法制上の理由等の真にやむを得ない事情から、当該署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書を取得することができないときは、その旨の登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書及び当該署名が本人のものであることの日本の公証人又は当該外国人が現に居住している国の官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した証明書に代えることができる。